

議案 1 大野西小学校 PTA 規約および運営細則破棄の件

大野学園 P T A 規約および大野学園 P T A 運営細則を新規に提案するために、現在の大野西小学校 P T A 規約および運営細則を破棄します。

議案 2 大野学園 P T A 規約および運営細則承認の件

大野学園 PTA 規約 (案)

第 1 章 総 則

(名称及び事務局)

第 1 条 この会は、大野学園 PTA (以下「本会」という) と称し事務局を大野西小学校および大野中学校におく。

(目 的)

第 2 条 本会は、大野西小学校および大野中学校の保護者と教職員が協力し、家庭と学校と地域社会における生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

(活 動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

- ① 学校教育の推進に協力し、生徒の教養を高めること。
- ② 学校と家庭と地域により、生徒の人格形成に努めること。
- ③ 関係諸機関と協力し地域活動に貢献すること。
- ④ 会員相互の研修及び親睦を深めること。
- ⑤ 生徒・会員相互の体育推進及び人権啓発の活動に努めること。
- ⑥ 校外における生徒の生活環境及び生徒指導に関すること。
- ⑦ その他、本会の目的を達成するための活動。

(会の構成と会員の責務)

第4条 本会は、生徒の大野西小学校および大野中学校の保護者と教職員（以下「会員」という）をもって構成する。

(2) すべての会員は、原則として、一子につき大野西小学校及び大野中学校在学中の9年間に一度以上、第6条に定める役員として活動を行う。

(3) すべての会員は、役員ではない年度であっても、本会の趣旨を理解しできる限り積極的に活動に参加し、第2条の目的を達成する努力をする。

(会費)

第5条 本会の会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第2章 役員等

(役員及び委員等)

第6条 本会に、次の役員を置く。人数は、学校行事や社会情勢その他を考慮し、別途定めるところにより決定する。

- ① 会長
- ② 副会長
- ③ 事務局
- ④ 幹事
- ⑤ 会計
- ⑥ 会計監査
- ⑦ 部会委員
- ⑧ 学校長は、各会議及び運営に主体的に参画する。

(2) 役員を選出は次のとおりとする。

- ① 役員は全会員から選出する。
- ② 会長、副会長、幹事、会計、部会委員は役員の間で互選とする。
- ③ 事務局は教職員とし、会長が囑託する。
- ④ 会計監査は、保護者と教職員からそれぞれ会長が囑託する。

(3) 本会の役員任期は、1年とする。但し、立候補による再選は妨げない。欠員補充の場合は、残任期間とする。

(任 務)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- ① 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- ② 副会長は、会長とともに会務を総括し、運営にあたる。会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- ③ 事務局は、本会の仕事を統括処理する。
- ④ 幹事は、各部会委員との連絡調整を行う。

- ⑤ 会計は、本会の会計事務・会計報告・財産の管理をするとともに、予算の立案を行う。
- ⑥ 会計監査は、年1回以上会計監査をし、結果を総会に報告する。
- ⑦ 部会委員は、PTA活動の中心的役割を担い、主体的に活動を行う。
- ⑧

第3章 会 議

(会 議)

第8条 本会の会議は、総会・執行委員会・部会とし、会長が招集する。但し、部会は会長の承認を得て、幹事及び部会委員が招集することができる。

(総 会)

第9条 総会は、本会の最高機関であり全会員で構成し、毎年度初め定例総会を開催して次の事項を審議決定する。

- ① 事業報告及び決算の承認
- ② 事業計画及び会費・予算の承認
- ③ 規約の改正
- ④ 役員の承認
- ⑤ その他重要事項

(2) 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状の提出があった場合出席とみなすものとする。

(3) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、又は、会員の4分の1以上の要求があった場合に開催する。

(4) 総会の議事は、出席者の過半数の同意を必要とする。但し、賛否同数の場合議長がこれを決する。

(5) 議長は出席者の全員の中から選出する。

(執行委員会)

第10条 執行委員会は、会長、副会長、事務局、幹事、会計で構成し、次の事項を審議決定する。

- ① 年間事業計画及び予算案の作成
- ② 部会の活動内容、人数の決定
- ③ 更正予算の承認
- ④ 役員の選出
- ⑤ 細則の制定及び規約改正案の作成
- ⑥ その他必要事項

(2) 執行委員会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(部会)

第11条 部会は、幹事及び部会委員で構成し、次の事項を決定する。部会委員

はその決定に基づいて活動を行う。

- ① 執行委員会で必要と認められた活動の企画立案及び運営
- ② 自治体、地域団体、PTA 関連団体その他執行委員会が認めた機関から協力を要請された活動

第4章 会 計

(会 費)

第12条 本会の会費は、総会において承認した額とする。

(経 費)

第13条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終える。

第5章 解 散

(解 散)

第15条 本会は、執行委員会の発議により総会の決議で、解散することができる。

(残余財産の帰属)

第16条 本会の解散に伴う残余財産は、学校に寄付するものとする。但し、使途については、第3条を充足するものと付す。

第6章 雑 則

(帳 簿)

第17条 本会に次の帳簿を備え、事務局が保管する。また、保管年数は概ね3年とする。

- ① 規約及び細則
- ② 役員及び会員名簿
- ③ 会計簿
- ④ 総会資料
- ⑤ その他

(細則の制定)

第18条 本会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて執行委員会で定める。

(2) 執行委員会は、細則の制定又は、改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

付 則

1. この規約は、令和4年4月1日から施行する。

大野学園 P T A 運営細則（案）

第 1 章 総 則

（根 拠）

第 1 条 この細則は、大野学園 PTA 規約（以下「規約」）第 10 条及び第 18 条に基づき定める。

（目 的）

第 2 条 この細則は、規約に定めのない事項について定め、本会の運営及び活動を円滑にすることを目的とする。

第 2 章 部会活動・運営に関する事項

（部会）

第 3 条 部会は、規約第 8 条及び第 11 条に基づき、幹事、部会委員を構成員として設置する。

（2）部会は年度ごとに、執行委員会の決定により設置する。学校行事等の都合上必要と認められる場合には、年度の途中でも設置することができる。

（3）部会の活動の内容及び部会委員の人数は、執行委員会が決定する。

（4）幹事は、必要な機関との連絡調整を行い、規約第 11 条に従い各部会委員が主体的にその運営を行う。

（4）部会には、必要に応じて部会委員の互選にて部長等の部会役員を置くことができる。

（5）前項に従い部長等を置いたときは、部長等が部会を招集することができる。

第 3 章 表彰に関する事項

（会員表彰）

第 4 条 会員で本会の主旨を良く理解し、会員の範とするに足りる行為が合った者は、執行委員会の決定を経て随時表彰することができる。

（生徒表彰）

第 5 条 生徒表彰は、本校生徒のうち、他の生徒の範とするに足る顕著な行為があった者を執行委員会の決定を経て随時表彰することができる。

第 4 章 慶弔に関する事項

（会員・生徒死亡）

第 6 条 会員及び生徒死亡の場合は、香料として金 10,000 円を贈り、会

長又は、その代理者が赴き弔意を表す。

(教職員配偶者死亡)

第7条 教職員配偶者死亡の場合は、香料として金10,000円を贈り、会長又は、その代理者が赴き弔意を表す。

(公 傷)

第8条 会員及び生徒が公傷の場合は、障害の程度により執行委員会で必要と認めた時は、適宜見舞金を贈る。

(特 例)

第9条 その他、会長が特に必要と認めた場合は、執行委員会の決定により慶弔金を支出することができる。

第5章 旅費・経費に関する事項

(旅費基準)

第10条 本会の出張旅費は、交通費・宿泊費の実費と諸経費として1日当たり、1,000円支払う。

(起 点)

第11条 交通費は、本校以外（旧大野地区を除く）の活動に適用し、本校を拠点とする。

(経 費)

第12条 関係諸機関の行事等に参加することにより、発生する費用は経費（会議費）とみなし、都度支払うこととする。

(特 例)

第13条 本細則に明記しない事項については、執行委員会の決定による。

第6章 情報に関する事項

(緊急連絡)

第14条 緊急事態が発生した場合、学校より保護者へ正確かつ迅速に連絡を行うため、緊急連絡メールを運用する。システム使用料については別途徴収する。

第7章 雑 則

第15条 この細則の改正は、規約第10条に定める執行委員会の議決を必要とする。

付 則

1、この細則は、令和4年4月1日から施行する。

部会設置案

令和4年2月18日の大野学園PTA臨時総会において、令和4年度は下記の部会を置くことを提案したい。

大野学園PTA規約上は、執行委員会の決定により部会を設置することとされているが（大野学園PTA規約第8条、第10条②、及び大野学園PTA運営細則第3条（2））まだ執行委員会が設置されていないため、大野学園PTA発足初年度に設置する部会については、本臨時総会にて了承を得たい。

1 広報部会

大野学園PTAの活動を会報の作成をとおして発信。年3回予定。

（記事原稿の依頼・写真撮影・編集・印刷所への依頼等）

- ① 新学期教職員・役員紹介号
- ② 新入学号
- ③ 卒業号

2 校外部会（各区PTA会員保護者から選出）

児童生徒の登下校の安全確保のための活動、地域連携のための活動

- ① 登校班の編成
- ② 立哨当番表の作成と周知、協力依頼
- ③ 子ども110番の家への依頼とお礼
- ④ 安全マップ作成
- ⑤ 通学路安全対策への協力（市・区との協議への協力、写真撮影の協力等）

3 ボランティア部会

それぞれ担当者を順番に回し、担当者以外の部会委員は出席できるものに出席する。日程等が決まれば幹事から学校にメール配信を依頼し、協力者を募集する。

- ① 学校行事への協力（駐車場整理、受付、会場準備等）
- ② ベルマーク整理
- ③ 給食エプロン等補修
- ④ 廿日市市及び地域の行事へのボランティア参加（依頼があった場合）

ベルマークやエプロン補修など、継続的にかかわりが必要なものは、無理をして全部終わらせず、次回に回すことを徹底。

これにより、令和4年度の各部会の部会委員の人数は、執行委員選出後に決定する。

職務と組織について

令和4年2月18日、大野学園PTA臨時総会において、以下の件を確認したい。今年度の各役員の役割分担は次のとおりとする。(詳細は組織図参照)

会長の職務

- ① 役員をとりまとめ、学校内外の代表として小学校・中学校の状況からPTAの活動に関し必要な決裁を行う。
- ② 年間の予定を把握し、予定がわかっている行事についてはスムーズに活動を行えるように、段取りを各委員に指示する。
- ③ 学内及び学外でのPTA会長出席が必要とされる会議に、大野学園PTA代表として出席する。

副会長の職務

- ① 小学校、中学校からそれぞれ学校担当及び市担当の副会長を選出する。それぞれ複数名でも可。
- ② 学校担当副会長は、学校行事や必要なボランティア活動について、学校側と連絡調整を行い、幹事の意見を聞き、企画立案を行う。
- ③ 市担当副会長は、市PTA連合会の会議に出席し、大野学園PTAとの連絡調整を行う。行事への動員やボランティア等の要請があった場合には、会長へ報告し、幹事とともに部会委員への要請を行う。

会計の職務

- ① 予算に基づき、金銭の出納を行い、記帳を行う。
- ② 執行委員会にて予算の執行状況を報告する。
- ③ 決算を行い、監査を受ける。
- ④ 予算編成には積極的に意見を述べる。

幹事の職務

- ① 副会長と密に連絡を取り、業務の企画立案に意見を述べる。
- ② ①で具体的に決定した業務につき、部会委員に連絡を行い運営に当たる。
- ③ 各役員と部会との連絡調整を行う。

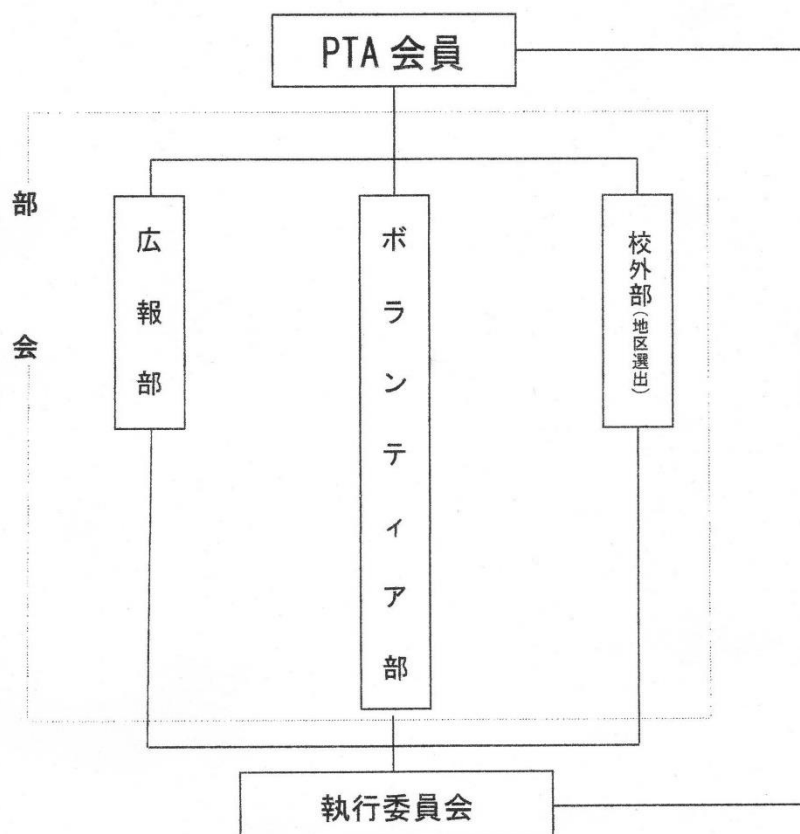
組織図

令和〇年度大野学園 PTA 役員 (案)

執行委員会

| | | | |
|------|-----------------------------|----|--|
| 会長 | | 校長 | |
| 副会長 | (小学校担当)・(中学校担当)・(市PTA連合会担当) | | |
| 事務局長 | (小学校事務局)・(中学校事務局) | | |
| 各部幹事 | 各部会連絡担当、各部会会計担当 合計6名 | | |
| 会計 | | | |
| 監査 | | | |

大野学園 PTA 組織図



議案3 会費について

令和4年2月18日の大野学園PTA臨時総会において、下記の会費を上程する。

1. 大野西小学校在籍児童 1世帯 年間3,000円
2. 大野中学校在籍児童 1世帯 年間3,000円
3. 大野西小学校及び大野中学校のいずれにも在籍する場合は、上記のいずれも納める。